

春日井市民間保育所等事業委託要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項により設置された民間保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項により設置された幼保連携型認定こども園及び法第34条の15第2項により設置された小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）に勤務する職員の処遇向上及び施設の運営改善を図るため、予算の範囲内において、当該保育所等を経営する者に支払う民間保育所等事業委託費（以下「委託費」という。）の支払いに関して必要な事項を定めるものとする。

(委託事業者)

第2条 市長は、この要綱に定める基準を満たす市内の保育所等で市長が保育の実施の承諾をした児童を保育する保育所等を経営する者（以下「委託事業者」という。）に対し、委託費を支払うものとする。

(委託費の区分等)

第3条 委託費の区分及び対象経費は次のとおりとする。

- (1) 管理費 施設の管理に要する経費
- (2) 整備費 施設整備に係る借入金の返済及び小規模整備に要する経費
- (3) 事業費 前2号に規定する経費のほか、保育所等の運営に要する経費

(委託費の額)

第4条 委託費の額は、委託費算出基準額表（別表）により算出して得た額とする。ただし、同表中1管理費及び2整備費において、それぞれに1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(委託費の用途)

第5条 委託費は、別表の項ごとに、当該各項に定める委託費の用途欄のとおりを使用しなければならない。

(事業内容の変更等)

第6条 委託事業者は、当該支払に係る事業（以下「委託事業」という。）の内容を変更し、又は委託事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(委託費の請求)

第7条 委託費の支払いを受けようとする者は、四半期毎（別表2整備費のうち②及び③の小規模整備に要する経費については、整備事業実施毎）に民間保育園等事業委託費請求書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(委託費支払いの決定)

第8条 市長は、委託費支払い請求書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めるときは、委託費の支払いを決定するものとする。

(委託費の支払い)

第9条 委託費は、請求毎に支払いをする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払いにより支払いをすることができる。

(実績報告書の提出)

第10条 委託事業者は、毎年度5月末日までに前年度の事業実績報告書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、別表2整備費のうち②及び③に係る事業実績報告書については、整備事業完了後、直ちに提出しなければならない。

(委託費決定の取消し又は委託費の返還)

第11条 市長は、委託事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、委託費支払いの決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に支払いをした委託費の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令、この要綱及び市長の処分に違反したとき。
- (2) 委託費を第5条に規定する以外の用途に使用したとき。
- (3) 委託事業の内容を変更し、又は事業を中止し若しくは廃止したとき。
- (4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は委託費支払いに関し不正の行為があったと

き。

(検査等)

第12条 市長は、委託事業者に対して委託事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(書類の整備保管)

第13条 委託事業者は、次に定める当該委託事業に関する経費の経理を明確にした書類を5年間保存しておかなければならない。

- (1) 歳入歳出予算整理簿
- (2) 現金出納簿
- (3) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月25日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年5月12日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年6月3日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月23日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月21日から施行し、改正後の別表の規定は、平成10年4月1

日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年5月20日から施行し、改正後の春日井市民間保育所事業委託要綱の規定は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月21日から施行し、改正後の春日井市民間保育所事業委託要綱の規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に春日井市民間保育所事業委託要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に春日井市民間保育所事業委託要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市民間保育所等事業委託要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市民間保育所等事業委託要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日井市民間保育所等事業委託要綱の規定は、令和8年4月1日以後の委託費について適用し、同日前の委託費については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市民間保育所等事業委託要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市民間保育所等事業委託要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

別表

委託費算出基準額表

区分	委託費額	委託費の用途
1 管理費	委託費の支払いを受けようとする年度の4月1日現在の基本分保育単価の管理費年額×80%以内の額	運営費の用途に同じ 当該経費の2分の1以内の額については「2整備費」に充当することができる。
2 整備費	① 社会福祉法人及び学校法人の借入金に対して委託費の支払いを受けようとする年度において返済する元金、利息、手数料等の合算額の4分の3以内の額 ただし、平成5年度以降の借入金については、知事又は市長が認めたものに限る。	左記の借入金の返済
	② 市長が必要と認めて、社会福祉法人及び学校法人が実施する小規模整備に要する経費の4分の3以内の額	
	③ 施設の最低基準を確保するために必要な危険防止設備、衛生設備であって、知事が必要と認めた小規模の整備に要する経費の4分の3以内の額とする。	小規模整備の費用
	④ この委託費の交付については別に定めるものとし、①のただし書、②及び③による知事又は市長の承認を得ようとするときは、事前の協議を必要とする。	
3 事業費	0歳児数×@7,200円+1～2歳児数×@5,100円+3～5歳児数×@4,700円+160,000円 (人員については定員とし、0歳児数にあつては委託費の支払いを受けようとする年度の4月1日の実績とする。)	保育所等運営に要する経費

第1号様式その1（第7条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

所在地

施設名

氏 名

年度民間保育所等事業委託費請求書

このことについて、春日井市民間保育所等事業委託要綱第7条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 内 訳

（1） 管理費分 円

（2） 整備費分 円

（3） 事業費分 円

第1号様式その2（第7条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

所在地

施設名

氏 名

年度民間保育所等事業委託費請求書（精算）

このことについて、春日井市民間保育所等事業委託要綱第7条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 内 訳

（1） 管理費分 円

（2） 整備費分 円

（3） 事業費分 円

第2号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

所在地

施設名

氏 名

年度民間保育所等事業委託費事業実績報告書

このことについて、春日井市民間保育所等事業委託要綱第10条の規定に基づき、事業実績を次のとおり報告します。

1 委託費総額 円

2 添付書類

（1） 年度民間保育所等事業委託費精算調書

（2） 年度歳入歳出決算（見込）書 又は
年度貸借対照表及び収支計算書